

令和4年度各部定期監査の結果に係る措置状況報告書

目黒区教育委員会

1 指摘事項

(1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
<p>ウ 会計年度任用職員（臨時アシスタント職）の任用期間終了後に、1か月の間を空けて再度臨時アシスタント職として任用した会計年度任用職員について、2回目の任用の終了日が6か月を超えるため、年次有給休暇付与の対象となった。その際誤って最初の任用期間から通算して計算したことにより、年次有給休暇を規定より多く付与し、取得があったため、報酬の返還が必要となったものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
生涯学習課	<p>超過して休んだ1日分は私事欠勤として、報酬返還手続き済みである。今後は担当職員がマニュアルに基づき付与日数を算出し、会計年度職員へ正確に伝えることを徹底する。</p>

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
<p>ア 会計年度任用職員の旅費について、通勤手当により支給されている部分（定期券や回数券）の減額調整の漏れにより、支給額の過払いが生じているものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
生涯学習課	<p>会計年度任用職員の旅費について、過払い額の返還処理を行った。今後は、金額のチェック漏れがないように複数人で入力内容の確認を徹底する。</p>

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
イ 宿泊旅行について、旅行命令の決定が旅行後に行われ、また、旅行命令前に旅行会社へ代金の支払が行われるなど、適正な事務処理がされていなかったものがあった。 (生涯学習課)	
所 属 名	措 置 状 況
生涯学習課	今後は旅行命令簿を旅行前に作成・決定するとともに、スケジュール確認を徹底して旅行代金の支払いを適正に行う。

(3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
ウ 資金前渡受者用現金出納簿について、記帳がされていなかったもの、記帳方法が適切でなかったもの、資金前渡受者による記帳内容の確認の押印がされていなかったもの等、適正な事務処理が行われていないものがあった。 (教育政策課、生涯学習課)	
所 属 名	措 置 状 況
教育政策課	清算するに当たって口座から現金を引き出した際、現金出納簿への記帳がなかった旨の指摘を受け、現金出納簿に「預金引出」の行を追記した。今後は記載漏れのないよう改める。
生涯学習課	現金出納簿の記帳方法については、財務事務の手引き等を参考に課内で周知徹底する。

(3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
エ 賃金・報酬支払台帳や支払調書作成台帳について、作成漏れや記載誤りがあった。また、法定調書が作成されなかったものや誤った内容で作成されたものがあった。 (八雲中央図書館)	
所 属 名	措 置 状 況
八雲中央図書館	誤った認識により支払月をもって調書に記載していた。早急に是正するとともに、正しい事務処理について、課内で周知徹底した。

2 意見・要望事項

(1) 共通事項

エ コロナ対策に係る施設利用上の取扱い等について

意見・要望	
<p>2年2月に区内で感染者が発生して以来、感染者数増減の波が何度も続いているコロナ対策において、区立施設等の利用については、3年度も国及び都のガイドラインや方針を踏まえ、全庁調整しながら区の対応の基本的考え方を定めて、取り組んできた。特に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出期間には、利用の制限が強まる時期もあった。</p> <p>施設の利用に関し、国や都が示した方針等を受けての換気の確保等については、全庁の施設の建設及び保全に係る所管課（施設課）において、既存施設の換気量を測定して評価するなどの技術的協力の取組が施設管理の所管課に対して行われ、これをもとに可能な対処を講じて利用に供する努力をしている例があった。</p> <p>今後、コロナの感染者数の状況、感染に係る特徴の変化等により、国や都の方針等が変更される際には、速やかに適切な対応をとるとともに、換気量の測定に基づく評価をもとに取りうる対策を講じて、施設利用に係る改善の取組に努めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">（施設管理所管課）</p>	
所属名	措置状況
教育支援課	<p>めぐろ学校サポートセンター施設内の利用については、基本的な感染症対策を講じたうえで利用可能としている。なお、体育館・運動場については、ワクチン接種会場として継続的に使用している。</p>
生涯学習課	<p>社会教育館等施設の利用制限緩和については、国や都の方針等を踏まえた区の対応の基本的考え方にに基づき、他の区立施設等の利用制限の状況を踏まえて判断する。また、施設の換気量測定について調査研究を行うなど、適切な感染予防対策を講じながら、施設利用に係る環境整備に努める。</p>
八雲中央図書館	<p>目黒区立図書館はコロナ対策として、国及び都、並びに日本図書館協会のガイドラインに基づき、基本的な対応についての考え方を定め取り組んでいる。</p> <p>今後も国や都等の動向を注視し、所管課とも必要な連携等を図りながら、取り得る対策を講じて速やかな対応に努める。</p>

(2) 個別的事項

ア 企画経営部関係

(ア) 各種計画の改定等に係る区民等意見の把握について

意見・要望	
<p>基本計画や実施計画の策定に当たっては、区民をはじめ、できるだけ多くの方々からの意見を募集した。その手法については、コロナ拡大の状況等も考慮し、今までとは異なった工夫が見られ、地区別オープンハウス型説明会、区公式Y o u T u b e（動画共有サイト）チャンネル（以下、「Y o u T u b e」という。）による説明動画の配信なども行われた。</p> <p>また、様々な部局における計画の改定等においても、オープンハウス型の説明会、スマホ相談会と同時開催した説明会での意見募集、オンラインフォームを活用した区民アンケートの実施、Y o u T u b eによる説明動画の配信、保護者等との連絡システムを通じての周知などの取組もあり、区民等意見の募集と把握において、様々な手法がみられた。SNSの利用による情報発信をはじめ、各部局で必要とされる対象者との電子的な連絡方法も増えてきていることもあり、意見の募集について、分かりやすい説明動画も含めて、多様な方法で伝えている。</p> <p>各部局における取組の状況とその成果等を検証しながら、より効果的な手法を多様化させていく検討が深められるよう、全庁的な情報の共有化を含めて努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（その他計画関係所管課）</p>	
所属名	措置状況
教育政策課 学校ICT課 生涯学習課	<p>教育委員会では、長期計画の補助計画等（めぐろ学校教育プラン：教育政策課、MEGUROスマート・スクールアクションプラン：学校ICT課、目黒区生涯学習実施推進計画：生涯学習課）の改定・策定において、パブリックコメントの実施期間を統一することにより、区報での特集ページ、Y o u T u b eによる説明動画の配信、保護者等との連絡システムや区公式L I N Eアカウントを活用した周知等、様々な手法を用いて、一体的に区民等意見の募集を行った。</p> <p>また、令和3年度から教育施策説明会として、Y o u T u b eによる教育施策に関する説明動画を配信しているが、説明動画を視聴した区民等からの意見を踏まえ、スマートフォンでの視聴も想定し、スライド資料の文字を大きくするなど、分かりやすく伝えられるよう都度、改善に努めている。</p> <p>なお、説明動画の作成ノウハウ等については、庁内からの問い合わせに対して情報提供をするなど、全庁的な情報の共有化に向けて引き続き協力していく。</p>

セ 教育委員会関係

(ア) めぐる学校教育プランの推進について

意見・要望	
<p>区の学校教育に関する中期計画であり、長期計画の補助計画にあたる、めぐる学校教育プランを4年3月に改定した。目指す子ども像及び学校像である「21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐるの子ども」及び「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」という目標は変更せず、取組の方向として掲げた7項目では、子ども像に係る学力、心、体の育成等、学校像に係る学校教育環境、学校の魅力、学校マネジメント、安全・安心のそれぞれに関する柱建てとして大きくは変わらないものの、実施策レベルでは集約化が行われ、新規・拡充・継続等として、121の実施策とした。これに伴い、取組の方向に関わる推進施策等も再整理されるとともに、30程度に及ぶ新規の実施策は、取組の方向の各項目で掲げられている。その中で、学校施設の更新、働き方改革、児童虐待の早期発見、感染症等予防策の推進等は、推進施策レベルで新規に掲げたものである。学校や児童・生徒を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められる。実施策の集約により、学校等にとってもプランの遂行上、重点化して取り組むことができる。</p> <p>教育の目的や意義を共有し、学校、家庭、地域が一体となって、共にめぐる学校教育プランの各施策が有効に展開できるよう、教育委員会事務局は学校に対する多様な支援、指導助言等に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(教育政策課、教育指導課、ほか教育委員会事務局各課)</p>	
所属名	措置状況
<p>教育政策課 教育指導課</p>	<p>教育委員会の教育目標・基本方針を学校教育において実現するため、改定しためぐる学校プラン（以下「プラン」という。）では、平成18年度以降のプランから大きな目標として継続して掲げている「目指す子ども像・学校像」を継承し、7つの取組の方向を定め、推進施策・実施策については、既に定着している取組の再整理を行ったところである。</p> <p>実施策の集約は施策の重点化を必ずしも意図するものではないが、教育を取り巻く社会状況の変化等が加速度を増し、子どもたちが予測困難な時代をたくましく生きる力を身に付けられるよう、教育委員会事務局として、これまで以上に学校・家庭・地域と連携し、学校・園に対しても、必要な支援、指導・助言等に努め、プランに掲げた取組を着実に推進していく。</p>

(イ) 学校施設の維持管理と計画的な更新等について

意見・要望

区有施設の4割以上を占める学校施設については、区立小・中学校全31校のうち、今後10年間で築後60年目を迎える学校が8割を超え、計画的な更新が不可欠であることから、3年3月に学校施設更新計画を策定した。4年1月には、あらかじめ明確にすべき条件や各施設が保有すべき水準等を示した標準的な仕様等をまとめた学校施設更新設計標準を作成した。ここでは、学校施設更新計画で掲げた「学校施設の目指すべき姿」をもとに、6つの基本的視点として、学校教育の充実、安心・安全、地域拠点、維持管理等、変化への対応、施設規模等の観点でまとめている。更新期を迎えた各学校や地域にとって大きな取組になることから、丁寧な推進に努めていただきたい。

また、区立の小・中学校では、更新時期以外の間は、校舎等の環境改善や計画的な修繕、ICT推進に伴う電気設備の増強工事、児童・生徒数の増加等に伴う教室転換の施設整備や物品の購入・廃止等の対応があり、これらを適切に行うことも重要である。教育委員会事務局と学校等が連携し、施設の長寿命化に資する取組にも併せて努められたい。

(学校ICT課、学校運営課、学校施設計画課)

所属名	措置状況
学校施設計画課	<p>学校施設更新は、地域にとって大きな影響がある事業であると認識している。更新に当たっては、各学校の取組状況をできるだけ早い段階で、丁寧に情報発信することで地域の理解を得ながら進めていく。</p> <p>また、既存の学校施設については、児童・生徒の安全・安心に関わる修繕や、社会状況の変化等に対応するための機能改善工事を行うことによって、教育環境の充実を図っていく。なお、工事に当たっては、更新時期を考慮した費用対効果等を踏まえた適切な工法等を検討する。</p>